

食料・農業・農村政策審議会
平成20年度第1回畜産部会速記録

平成20年5月9日

農林水産省

目 次

1. 開会 午後1時33分	1
1. 配付資料確認	1
1. あいさつ	1
1. 委員の出欠状況確認等	3
1. 畜産部会の運営について	3
1. 資料説明等	4
1. 意見交換	21
1. 閉会 午後4時07分	46

午後1時33分開会

○徳田畜産企画課長 定刻となりましたので、ただ今から食料・農業・農村政策審議会平成20年度第1回畜産部会を開催させていただきます。皆様におかれましては御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

私は、畜産企画課長の徳田でございます。よろしくお願いいたします。

配付資料確認

○徳田畜産企画課長 まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

番号を付しておりますが、資料1「議事次第」、資料2「委員名簿」、資料3「畜産をめぐる情勢について」、資料4「農業に関する国際交渉について」、資料5「平成19年度酪肉近代化基本方針工程表の取組状況と評価」、資料6「平成20年度酪肉近代化基本方針工程表（案）」、参考資料1「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、参考資料2「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針のポイント」、参考資料3「酪肉近代化基本方針の具体化に向けた工程表」、参考資料4「食料・農業・農村政策審議会答申・建議」、参考資料5「平成20年度畜産物価格等」、参考資料6「平成20年度畜産・酪農緊急対策」。

以上でございます。

資料等で漏れがある方、いらっしゃいますでしょうか。ある方は事務局の方にお申し出ください。

これからは鈴木部会長に議事をお進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あいさつ

○鈴木部会長 鈴木でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず内藤生産局長の方からごあいさつをお願いいたします。

○内藤生産局長 生産局長でございます。

皆様、御多用中のところ御出席いただきましてありがとうございます。

今回は、平成 20 年度の第 1 回畜産部会ということでございます。

まず申し上げなければいけないことは、済みません、きょうちょっと遅れまして、申し訳ございませんでした。

20 年度の畜産物価格の決定につきましては、去る 2 月 21 日に当部会におきまして答申・建議をいただきました。その内容を踏まえまして決定したところでございますけれども、すべての行政価格を引き上げました。それから、これらの畜産物価格の決定に併せまして、畜産・酪農緊急対策を決定させていただきました。

私の方から今の畜産をめぐる状況、特に飼料でございますけれども、詳しく申し上げなくても、連日マスコミ等で報道が行われております。国際的な飼料の市況高騰ということが言われております。中には投資ファンドが入っているという一時的な要因を指摘する向きもあるわけでございますけれども、よく見ますと人口増、あるいは B R I C s を中心とした食料、飼料の需要増、それから豪州等における不作というのも我々は異常気象による部分がかかなり多いのではないかとというふうにも考えているわけでございます。こういったいわば構造的なところに端を発しているような飼料高騰ではないかと指摘する向きが非常に強いわけでございます。

こういった中で、我々、先ほど本審議会で御建議いただきました内容に即しまして畜産・酪農緊急対策等を実施しているわけでございますけれども、今後ともこういう状況を踏まえながらもこれを着実に、確実に実施していかなければいけないと思っております。

また、国際化への対応でございますけれども、御案内のとおり、先週、豪州との E P A 交渉が行われました。ここにいます本川畜産部長が行きまして、かなり厳しい議論が行われたというふうに報告を受けておりますけれども、ある意味、我々にとって見ればようやく本格的な議論が始まったところというふうな印象でございます。当然のことながら、我々の基本的な立場というものは守るべきものはしっかり守るという方針の下で、私どもだけではなくて、当然外務省、経産省、財務省等関係省庁、いわゆる政府一体となってこの方針の下に交渉に当たっていくということでございます。

W T O の農業交渉も 5 月中旬には農業交渉議長のファルコナーさんが作りますテキストの改訂版が出されるというふうに聞いております。それを受けまして、いつ頃になるのか、まだ確定はしていないようでございますけれども、閣僚会議も開かれるということになっ

ております。ある意味、WTO農業交渉も非常に重要な局面を迎えているわけですので、私ども特にこういった飼料、穀物の国際状況を踏まえながら輸入国としての立場をしっかりと反映させていきたいと思って交渉に取り組んでいるところでございます。

こういう状況の下で、本日は、平成 17 年 3 月の食料・農業・農村政策審議会の建議を踏まえまして、酪肉近代化基本方針に掲げられました政策の工程管理を行う一環として、基本方針に基づく施策の推進状況、それから畜産をめぐる情勢について御報告いたします。

委員各位におかれましては、これらの議題について活発な御議論をいただきますとともに、今後の我が国畜産のあり方につきまして忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

委員の出欠状況確認等

○鈴木部会長 それでは、議事に入ります前に本日の出欠状況につきまして事務局の方から御報告をお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 浅野委員、上安平委員、武見委員、林委員、八巻委員におかれましては、やむを得ない理由により本日御欠席とのことでございます。

また、松木委員におかれましては 15 分程度遅れて来られるそうでございます。

なお、規定、審議会令第 8 条によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ会議を開き、議決することができないとされておりますが、全体で 20 名のうち、現在 14 名が出席されておりますので、成立しております。

以上でございます。

畜産部会の運営について

○鈴木部会長 次に、部会運営につきまして事務局から御説明願います。

○徳田畜産企画課長 当部会の運営方針につきまして御確認させていただきます。

議事の公開・非公開の方針でございます。審議会の議事規則に基づき、会議は公開といたします。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益、もしくは不利益をもたらす

おそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができることといたします。

また、議事録は一般の閲覧に供するものとします。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする事ができることといたします。

部会の運営につきましては、以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

資料説明等

○鈴木部会長 それでは、資料説明等に移りたいと思います。

事務局の方から酪肉近代化基本方針に基づく施策の進捗状況や畜産をめぐる情勢等につきまして説明を受けまして、その後、委員の皆様から自由に御意見を述べていただく形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の部会は 16 時までを予定しておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは、早速事務局より説明をお願いしますが、事前に資料を送付して御一読いただいているということでございますので、事務局の方としては簡潔にポイントを押さえる形で説明していただければと思います。

資料3につきまして、初めに畜産振興課長より説明をお願いします。

○釘田畜産振興課長 畜産振興課長でございます。今お話がありましたとおり、簡潔にポイントを御説明したいと思います。

私の方からは畜産をめぐる情勢の飼料関係の部分をお説明いたします。

1 ページ目でございます。まず飼料の自給率の現状と目標。全体といたしましては、現在 25%の水準ですが、これを 10 ポイント上げて 35%の目標を掲げております。特に粗飼料につきましては、これは国内で生産できる牧草類でございますので、100%を目標にしております。一方の下の方の濃厚飼料でございますけれども、これは 1 割しか自給率がございませんけれども、エコフィードの活用等を通じて 14%まで高めたいと、こういう目標を掲げているところでございます。

次のページをお願いいたします。我が国の飼料原料の輸入状況でございます。左下に円グラフがございますけれども、配合飼料、混合飼料の原料といたしましては、約半分

1200 万トンのとうもろこしが使われております。真ん中の表にございますけれども、とうもろこしのほかに、こうりゃん、大麦、その他ありますけれども、このとうもろこしの輸入というのはほとんど米国に依存しております、93%、年によりましてはもっと高い97%、そういったものがほとんどアメリカから輸入されている。

アメリカのとうもろこしの需給でございますが、右上の小さな表の中に数字が並んでおります。生産量はこのように大きく増えてきておりますが、中段にあります、エタノール用、この数字がかつてはなかった需要が現れてきておりまして、これがしかもどんどん増えている。07/08年の予測では7800万トンということで、そのちょっと下に輸出量がありますけれども、この輸出量を大きくしのぐ需要となっているというのがわかります。こういった関係で下の方の在庫量なり、在庫率が大きく低下している。これが現在のとうもろこし価格の国際的な高騰と呼んでいることとなります。

次の3ページ目でございますけれども、配合飼料価格に影響する要因でございます。配合飼料価格は左の上の表にございますように、一昨年の秋から急騰いたしております、当時の水準に比べますと、約2万円高い数字になっております。その下にとうもろこしのシカゴ相場がございまして、先ほど申し上げましたように、これも配合飼料価格と同じような動向でございまして、現在シカゴ相場は1ブッシェル当たり約6ドル水準というところまできております。あわせてコストのうちで大きいものといましては海上運賃がございまして、海上運賃もかつての3倍ぐらい、トン当たり1ドル20セントという水準まで高くなっております。

次のページをお願いいたします。こういった配合飼料価格の変動に対しまして、配合飼料価格安定制度を運用しております。これは、左側に図がございまして、異常補てん基金、通常補てん基金という2段階の仕組みを持っておりまして、これによって価格上昇の際に農家への影響を緩和するための補てんが行われる。この補てんは右側の図にありますように、18年10月以降、7期連続して発動されておまして、通常補てん、異常補てんによって農家の負担を緩和しております。この基金につきましては、このように発動が続いております関係で、現在特に通常基金の残高が枯渇しております、これは市中銀行から借り入れる形でこの補てんを継続することとしております。そのための対策といたしまして、借り入れの際の利子助成を行う等の措置をいたしたところでございます。

次の5ページ目になります。国産飼料の生産・利用の拡大。これにつきましては、ここにありますように、各般の対策を講じて、先ほども申し上げました国内の飼料自給率、特

に粗飼料の自給率の向上を目指しているところでございます。それぞれの対策につきまして、次のページから説明をつけております。

6 ページ目、3 - (1) でございますが、まず稲発酵粗飼料、これは水田で作られます稲を実と一緒に収穫いたしまして、サイレージ化、発酵させまして、家畜、特に牛のえさでございますけれども、近年この作付が増えておりまして、左下の表にありますけれども、19 年の実績で 6300ha ほどの作付が行われております。この作付の拡大を支援するために、従来から専用ロールベラー等の機械の導入、あるいは単位面積当たりの助成といったことを耕畜連携対策という形で支援しておりますし、合わせて産地づくり交付金の活用もなされているところでございます。また、この W C S を使う畜産農家サイドにも給与実証といったような支援がなされております。

その次に、稲わらの利用推進でございます。これもよく知られておりますが、この円グラフにありますように、国内の稲わら生産量のうちの約 1 割だけが現在家畜の飼料として用いられております。かつて中国を中心にかなりの量の輸入がございましたけれども、国内の稲わらの利用促進に努めておりまして、最近では自給率 97.9% という数字が 18 年度でございますように、ほぼ国産の稲わらが使われているということでございますが、まだ一部輸入のストロー類が使われているところもございますので、さらに国内で不足する地域へ国産の稲わら利用を促進するための対策を講じているところでございます。

次の 8 ページ目でございます。最近非常に関心が高くなっておりますが、飼料用米の利活用でございます。飼料用米は、近年の取組といたしましては、まだ事例的な点的な取組にとどまっております。作付面積はここにございますように、19 年度の実績で 286ha という数字になっております。飼料米のメリットとしましては、水田農家が通常の稲作体系と同じように作ることができるということですし、畜産農家としてはとうもろこしの代替飼料として期待できるわけでございますが、何といたしましては最大の課題は価格面でございます。畜産サイドといたしましては、輸入とうもろこし価格と同等、あるいはそれ以下の価格でないとなかなか使いつらい。それから、技術的な面でいいますと、やはりとうもろこしに代替する際には畜産物へ与える影響、あるいは家畜の生理なり、栄養的な面での考慮が必要になってくるということがございます。これにつきましても左の方にありますように、幾つかの対策、あるいは今年度から措置いたしました新たな対策によりましてこの飼料米の利活用を促進するように取り組んでいるところでございます。

次の 9 ページ目でございますが、放牧の推進でございます。特に肉用牛の繁殖牛などに

つきましては、放牧によって非常に省力的な管理で飼養管理ができる。さらに耕作放棄地のような利用されていない土地の活用につなげることができるということで注目されております。中国地方を中心に取組も増加しております、特に山口型放牧といったような事例もございまして、そういったことにもヒントをいただきまして、これまでの既存の対策に加えまして、20年度からは放牧経験牛の貸し出し、レンタカウという制度に対して助成をする仕組みも用意したところでございます。

次の10ページ目でございます。飼料生産の外部化。畜産経営が規模拡大しております、経営内で飼料生産を行うというのがますます困難になってきております。その中で飼料自給率を上げていくためには飼料生産部門を外部化することが非常に重要であるということで、その方法といたしまして、ここにありますが、コントラクター、あるいはTMRセンターというものが全国で取り組まれ、普及してきております。コントラクターの組織の数も437というふうが増えてきておりますし、コントラクターが受託した飼料の収穫面積9万8000haということで、これは全飼料作物の作付面積の1割を占めるまでになっているという非常に重要な位置づけになっております。

また、TMRセンターというのは、家畜にそのまま給与できるように、粗飼料、濃厚飼料、あるいはミネラル、ビタミン類も合わせて完全配合飼料の形で農家に届ける、いわば家畜の給食センターでございまして、これも農家の省力化につながって、規模拡大の中で、飼料を効率的に給与できる体制作りが大変貢献しているということでございます。

それから、11ページ目になりますけれども、青刈りとうもろこしの作付拡大。自給飼料の中でこの青刈りとうもろこしは牧草に比べまして大変高栄養、高収量ということでございまして、これを上手に活用することによりまして配合飼料の使用量をある程度減らすことができるということで期待されております。この作付面積もかつて12万6000haほどあったのですが、少し減ってしまっておりますけれども、これをまた再度増やしていただきたいということで、草地更新時の青刈りとうもろこしの作付転換、あるいは新たな対策として耕作放棄地へのとうもろこしの作付に対する助成、そういったことを新たに措置しているところでございます。

次に12ページでございますけれども、濃厚飼料の自給率向上対策としてエコフィードが非常に重要な位置付けになっております。これは食品残さの飼料化と呼ばれているものでございますが、国内の食品残さの発生量は、左の表の中にありますが、合わせて1200万トン弱あるということでございます。現在その飼料としての利用率は22%ほどにとど

まっておりますけれども、昨年改正食品リサイクル法の中で、再生利用に当たって飼料化を優先するという考え方を明確化していただきまして、またその取組を促進するための制度的な見直しも行いまして、この再生利用率を高めてまいりたい。具体的に業種ごとに目標を定めておりまして、食品製造業におきましては、再生利用率 85%、卸売・小売業、あるいは外食におきましては、それを 40%から 70%といったような水準まで高めていただくことによって、エコフィードの利用をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

次の 13 ページの DDGS。これは特に米国でバイオエタノールを生産する際の蒸留粕でございます、糖分はエタノールでなくなってしまうのですが、残った脂肪、たんぱく質が飼料として有効であるということで、その多くは米国内で使われておりますけれども、一部が海外へ輸出されて東南アジアなどでも使われておりますし、日本でも飼料メーカーが一部試験的な利用を開始しております。ただ、利用に当たりましては、今後この DDGS の発生量は増えてまいりますので、有効に活用していくことが重要だと思っておりますが、利用に当たりましては、成分上の問題、あるいは取り扱いが難しいとか幾つかの課題がございますので、そういった課題を整理し、利用に当たってのマニュアル等を整備する形で利用促進を図っていきたくと考えております。

以上が飼料対策でございますが、続きまして 14 ページ、家畜の生産性向上の取り組み。配合飼料価格の高騰に対応いたしまして、畜産農家では生産性向上に努めることによって少しでも生産コストの削減に自ら努力するという取り組みをいただいているところでございます。その取り組みの方向はさまざまなもの、技術的な課題がございますけれども、その事例といたしまして酪農、肉用牛、養豚、養鶏、それぞれ参考までに掲げさせていただきました。これ以外にもさまざまな経営努力で生産性向上に取り組んでいただいております。私どももそういった事例をわかりやすい形で取りまとめて御紹介することによって、地域での取り組みをさらに促進していきたくというふうに考えております。

それから、5 番目、飼料価格の高騰に対応した消費者理解の促進ということでございまして、最終的には今回の飼料価格の高騰につきましては適正に小売価格に反映させていくことが重要だというふうに考えておりまして、そのために関係者や消費者、あるいは流通関係者に正確な情報を提供し、理解していただくための協議会を設置して活動しております。その活動の内容なり、その中でつくられているパンフレット等がここに紹介されております。

最後に、次のページに参考といたしまして、国内外の畜産物の価格の動きが事例的に紹介されておりまして、国内でも、あるいは海外でもこういった穀物価格の高騰を受けまして畜産物の価格が上昇してきているということが紹介されているところでございます。

私のほうからは以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

引き続きまして、牛乳乳製品課長から説明をお願いします。

○平岩牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

次の 17 ページから牛乳乳製品関係について御説明いたします。1月の会議の際にも用いました資料をリニューアルするような形で最近の状況を御説明いたします。

まず 18 年度の我が国における生乳の需給構造でございます。総供給量といたしましては生乳換算で 1200 万トン余り、その 3 分の 2 に当たります 800 万トンが国産、残りの 3 分の 1 が 400 万トン程度でございますけれども、輸入によって賄われているという構造でございます。

国産のうち、青い部分でございますけれども、470 万トンが飲用牛乳等向け、その 8 割は都府県での生産。

その右側の赤い部分が脱脂粉乳、バターへの加工向け、203 万トン。この部分は逆に約 8 割が北海道での生産という形になっております。この加工原料乳の部分につきましては、単価と限度数量につきまして畜産部会で御審議をいただいた上で国が補給金を交付いたしまして、再生産を確保しております。

さらにその右側にその他ということで、生クリーム、チーズ等向けでございますが、136 万トンとなっております。

また、輸入乳製品 396 万トンのうち、7 割弱はチーズでございます。主にオーストラリアから輸入されています。一方でチーズの国内消費ということで見ますと、国内消費の 8 割が輸入品によって賄われているという構図がございます。

それから、この資料は輸入関係の数字がまだ出ていないので、全体として 18 年度という形でまとめさせていただいておりますが、国内部分だけは 19 年度の数字が出ております。口頭で恐縮ですが、申し上げますと、国内の生乳生産量 809 万トンの部分は、19 年度は 802 万トンで、やや減でございます。これは夏場の暑い気候がしばらく続いたというようなことが影響しておりました。

それから、青い部分の飲用牛乳等向けは、470 万トンに対して 19 年度は 459 万トンで

ございます。これはやはり飲用牛乳を中心に消費が停滞したという部分がございます。

それから、1個飛ばしまして、生クリーム、チーズ向け136万トンに対して19年度は147万トンでございます。これはやはり需要、消費が好調という要素がございます。

その残りといいますか、その結果として赤い部分でございますけれども、脱脂粉乳、バターへの加工向けが196万トンという形でやや減少したという姿になったところでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。加工原料乳の生産者補給金制度の概要でございます。この制度は御承知のとおり、加工原料乳地域である北海道の生乳の再生産を確保することを目的といたしまして補給金を交付するものでございます。単価については、生産費の変動等に基づきまして一定のルールで算定させていただいております。20年度で申しますと、19年度の単価に生産コストの増減率を掛けて算出いたしました。増減率の計算には、下の方に概念図を書いてございますが、生産コストの3年平均を用いています。その際、直近の価格動向を反映するというので、各費目——えさ代とか光熱費とかいろいろございますけれども、各費目とも単価は原則として直近の3カ月に置きかえて計算しております。ただ、20年度の単価に関しましては、御審議いただきましたが、配合飼料価格についてその高騰の状況を踏まえまして、特に20年度丸々1年分の農家実負担額を織り込んで算定させていただいたという部分がございます。

それから、その下の限度数量につきましては、生乳の需給事情等を考慮して設定しております。20年度は特徴的だったのは、バター、脱脂粉乳に対する需要見込みというものを国際市況の高騰によって生じる特殊な需要の部分と従来からの通常の需要の部分とに二つに分けて分析いたしまして、通常の部分というのは引き続きやや減少傾向にあるということで限度数量として3万トン減の195万トンという形で設定させていただき、国際市況に基づくような一時的な需要に対しての供給の対応の可能性もあり得るということで、外枠で12万トンの奨励措置を別途対応させていただいたところでございます。

右側の制度の仕組み等でございますけれども、現在の補給金制度は、加工原料乳の乳価自体は指定生産者団体と乳業者との間の民間交渉、いわゆる乳価交渉で決められております。政府は別途一定額の補給金を交付しているという仕組みになっております。

その下は近年の単価と限度数量の推移でございます。

19ページをお願いいたします。生乳需給の推移でございますけれども、棒グラフで表示しております脱脂粉乳とバターの在庫量の増加から象徴的にわかりますように、近年生乳

の需給が緩和基調にあったということで、生産者団体におかれては、乳業メーカーとも協力されて、過剰在庫の処理対策ですとか、減産型の計画生産に取り組まれたところがございます。その結果、最近の国際乳製品の価格高騰による国産への需要の一部のシフト等もございまして、19年度末の在庫が脱脂粉乳、バターとも相当程度減少いたしました。ただ、いずれも在庫総量としては適正水準以上の数字というふうになっております。

それから、20ページをお願いいたします。最近の生乳需給と生産者団体の取り組みということでございます。19年度は生乳の生産の実績が目標値であります対前年度比0.2%の減産というものを下回って推移いたしましたけれども、チーズ、生クリーム等向けが先ほど申したように非常に好調で8%以上前年を上回っているということのほか、北海道でチーズ工場が新增設ということで順次稼働しているということなども踏まえて、生産者団体の取組により年度後半から生産が回復基調で推移したところがございます。特に北海道では10月以降、対前年比で2%以上の増産という水準でずっと推移しているところがございます。また、20年度の計画生産につきましても、先ほどの国際的な需給の逼迫を受けまして、前年度の実績との対比で北海道で3.5%増、都府県で1.3%増、全国平均でも2.4%増という目標水準を設定されて、増産型の計画生産に取り組んでおられるところがございます。

次に、21ページでございますけれども、私どもとして飲用牛乳の消費減退の要因について分析したもので、従来からお示ししているものがございますが、一定の限られた飲用市場の中で、お茶ですとか、野菜ジュース、ミネラルウォーター等においては新商品も次々に開発されて、非常に競争が激しくなっている。これが飲用消費低迷の要因として大きく影響していると考えております。

そのような中で、次のページでございますけれども、飲用牛乳を中心に牛乳・乳製品の消費拡大対策に、より一層取り組んでいかなければいけないと考えておりまして、消費者にアピールするポイントとして、一つは有用性、機能性の知識の点、もう一つはおいしさなどの商品の魅力という点、三つ目は牛乳に対するイメージといった感性的な部分、そういった3点を訴えるような形でいろいろな対策を講じているところがございます。例示的に申し上げますと、有用性、機能性という点では、例えば右側のほうにございますけれども、「ミルクって、サプリかも。」というようなコンセプトで、女性向けの雑誌などで家庭をお持ちの主婦の方、お母様方を主なターゲットにして牛乳の有用性、機能性というものをアピールさせていただいたりしております。また、ビタミン等を強化した生乳100%の

商品の牛乳としての表示を進めるということを従来から申し上げておりますけれども、どういったビタミン等を添加できるのか、あるいは消費者の方々が牛乳と表示することについてどんな受け取りをされているのかというような調査をほぼ了したところでございます。今後厚生労働省とか制度を所管しているようなところに御検討いただくために、技術的なデータを集約する等の取り組みを引き続き進めていきたいと思っております。

それから、酪農教育ファームということも理解の醸成という上では非常に重要ということでございまして、酪農教育ファーム全体の質の向上を図るということで、モデル牧場を活用した研修、あるいは認証制度の充実ということで、牧場という場だけではなくて、それを進める方の人の認証ということも重点を置いて推進していく取組を行っているところでございます。

最後の 23 ページは御参考までですが、牛乳乳製品の製造工程を概念的に取りまとめたものでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、食肉関係につきまして食肉鶏卵課長から説明をお願いします。

○渡邊食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長でございます。私の方からは引き続きまして食肉関係について御説明いたします。資料は1枚めくっていただきまして 24 ページからでございます。

まず初めに肉用牛生産の概況ということでございますが、皆さん御案内のとおり、肉用牛につきましては大きく二つのカテゴリーがございまして、いわゆる和牛と言われております肉専用種の部分と酪農経営から出てまいります乳用種の育成という2通りに大きく分かれてございます。

肉専用種はまず繁殖経営の部分がここにございますけれども、これは 19 年 2 月 1 日現在の数字でございますが、7 万 1000 戸で 63 万頭ほど飼っております。それが肥育経営にまいりますと、1 万 2400 戸で 74 万頭肥育しまして、と畜に、これは 18 年度の数字ですけれども、45 万頭ほど市場に出している。1 頭当たり平均 98 万円を出しているということでございます。

他方、乳用種のほうでございますけれども、乳用牛の飼養戸数はここにございますように 2 万 5400 戸で、159 万頭を飼養しているということでございます。乳用種とホルスタインに和牛をかけ合わせました交雑種というものが含まれてございます。肥育の段階にい

きますと、7550 戸で 106 万頭肥育し、と畜で乳用種で 25 万頭、交雑種では 26 万頭がそれぞれ市場に出るといふこととごさいます。値段につきましては、乳用種が 1 頭あたり約 39 万円、交雑種については約 61 万円といふことと、同じ牛でも種類によつてこれだけの価格の差があるといふこととごさいます。

次、25 ページでございますと、肉用牛の増頭対策といふこととごさいます。左側の下の図を見ていただきますと、ごらんとおり、肉用牛の繁殖経営といふのは年々戸数が減つておりまして、頭数も減つてございます。この繁殖基盤が非常に弱体化し、一方で枝肉・子牛価格が高水準で推移しているといふことと、繁殖雌牛の増頭を図るといふのが非常に重要な課題となつてございまして、繁殖雌牛については増頭目標といふことと、下の右側でございますけれども、平成 27 年度には 17 年に比べて 11 万頭ふやしまして 73 万頭を目標に増頭を図っているといふ状況でございまして、今回初めて飼養頭数が平成 6 年以来下がつてございましたが、先ほどのグラフを見ていただくとおわかりのとおり、1 万頭以上、平成 19 年は増頭に転じてございます。

1 枚おめぐりいただきますと、価格安定制度でございます。

まず初めに肉用子牛生産者補給金制度の概要でございます。

この制度は牛肉の自由化にあわせまして、平成 2 年から法律制度として整備されたものでございますけれども、肉用子牛の価格が下落した場合に、生産者補給金を交付することによつて肉用子牛の生産の安定を図るといふこととごさいます。肉用子牛の価格につきましては、先ほど少々申し上げましたけれども、肉の専用種については引き続き堅調な動きで推移してございます。乳用種につきましては、直近では枝肉価格の低下に伴いまして低下傾向で推移してございまして、19 年度第 2・第 3・第 4 四半期に生産者補給金が支払われる事態になつてございます。補給金の交付実績は左側の下をごらんいただきますと、19 年第 3 四半期まででございますけれども、22 億円の支払い額になつているといふこととごさいます。

次、27 ページでございます。指定食肉の価格安定制度でございます。

これは畜産物の価格安定に関する法律、いわゆる畜安法に基づいて設定されているものでございまして、農畜産業振興機構の需給操作を通じまして安定価格帯の中に卸売価格を安定させることによつて、消費者への食肉の安定供給と生産者の経営安定に資するといふこととごさいます。牛の枝肉卸売価格は 19 年度に入りまして乳用種、交雑種を中心に低下傾向で推移してございます。豚肉価格につきましては、季節的な変動があるわけとごさ

いますけれども、中国産ギョーザの事件などございまして、高水準で推移しているという状況でございます。

1枚おめくりいただきますと、28ページになります。肉用牛肥育及び養豚の経営安定対策でございます。

肉用牛肥育につきましては、左側の下の図にございますように、肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマルキン制度というのがございまして、家族労働費を割った場合に8割を補てんするという制度があるわけでございますが、それにプラスして今年度から粗収益が物財費を下回った場合にその6割を国が補てんする。肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業、略して緊急対策事業と言っておりますけれども、こういう事業を創設したところでございます。

また、養豚経営につきましては、従来の地域肉豚生産安定基金の財源を活用しまして、緊急支援を行う新たな肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業というものを今年度から措置したところでございます。

29ページでございます。食肉の需給の推移でございますが、食肉全体の供給量は、牛については米国BSE発生、鶏肉については国内外での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴って一時的に供給量が落ちておりましたけれども、牛肉、鶏肉から豚肉への代替需要というのがおおむね一巡いたしまして、牛肉と鶏肉の供給量は回復傾向で推移してございます。食肉全体の供給量はほぼ横ばいで推移ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、30ページでございます。国産食肉の消費拡大対策ということでございまして、牛肉は供給量は回復してまいりましたが、消費については現在でもBSE発生以前の水準に達していない状況ということでございまして、牛乳のところでも御説明がございましたけれども、国産食肉の消費拡大を図っていく必要があるということで、3点、食肉の機能性・有用性の知識の普及、消費者の理解醸成、国産食肉の需要拡大推進という3点を中心に取り組みをしてございます。

具体的には下に示しておりますように、機能性・有用性のところでは、例えば牛肉には脂肪の燃焼に不可欠なカルニチンや老化を抑える抗酸化物質が多く含まれているというようなことを消費者の方々にアピールするというようなことをやっております。

また、食肉に対する消費者の理解醸成ということで、生協の消費者とか、都市部の商店街と生産者との交流会の開催というものも行っております。

また、国産食肉の需要拡大ということで、乳用種、交雑種については国産若牛の販売促

進ということで、右側の下に書いてあるマークを使ってやっておりますし、和牛につきましてはその下にございます「WAGYU」という和牛統一マークを作りまして、これで宣伝をしているところでございます。

最後に、畜産物の輸出促進についてでございます。農林水産物の輸出促進につきましては平成 25 年までに 1 兆円に伸ばすという目標があるわけでございますが、平成 19 年におきましては 4300 億円程度になっております。そのうち、畜産物は大体 5.2%ほどを占めているということでございますが、牛肉につきましては、平成 19 年の輸出量が 271 トンということで、18 年が 74 トンということですので、3.7 倍に増加してございます。牛肉については現在 19 年度の実績でベトナム、マレーシア、米国など 10 カ国に輸出しておりますが、最近輸出解禁になりましたものとして 3 点挙げてございます。アメリカにつきましては、17 年 12 月の輸出解禁以降、19 年には 127.5 トンということで、10.8 億円の輸出の実績がでございます。また、香港につきましては、昨年 4 月の輸出解禁以降 84.4 トン。カナダにつきましても 1.8 トン輸出しているということでございます。

今後、台湾、シンガポールなど 28 カ国につきまして輸出解禁に向けた働きかけを行っているということでございます。

また、和牛統一マークにつきましては、海外のイベントなどでこれを使ってやっているわけでございますが、本年 1 月に香港において日本産牛肉販売促進イベントというものを開きまして、岩永副大臣にも御出席いただいて好評を博したものでございます。

牛乳乳製品につきましては、ここに書いてある通りでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして畜産環境・経営安定対策室長から御説明をお願いします。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長 畜産環境・経営安定対策室長でございます。

32 ページの資料に基づきまして畜産環境対策について御説明いたします。

平成 16 年からの家畜排せつ物法の本格施行によりまして、一定規模以上の畜産農家は管理基準に従った家畜排せつ物の管理が必要となっております。

家畜排せつ物法への対応状況でございますが、ほとんどの畜産農家は管理基準に適合している状況でございます。平成 19 年 12 月 1 日時点の適合農家率は 99.9%、不適合農家は前年の 51 戸から 42 戸へと着実に減少しております。

畜産環境対策といたしまして、家畜排せつ物の利用の促進に向け、耕畜連携の強化やニ

ーズに即したたい肥づくり、家畜排せつ物のエネルギー利用等の推進に必要な施設整備を行っております。具体的には共同利用施設の整備、また、新たな2分の1補助付きリース事業を措置いたしまして、ストックポイントの整備などを推進することとしております。また、税制による支援措置も2年間延長することといたしました。

次に、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針を平成19年3月に策定、公表したところでございますが、現在、本基本方針に基づきまして都道府県計画の策定を推進しているところでございます。平成20年5月現在29の都道府県におきまして策定済み、あるいは事務的に協議中という状況になっております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

引き続きまして、動物衛生課長から説明をお願いします。

○姫田動物衛生課長 動物衛生課長の姫田でございます。

34ページ、家畜衛生をめぐる情勢でございます。前回御説明しているものが多うございますので、最近のところだけ説明させていただきます。

まず豚コレラにつきまして、19年4月に清浄国になっておりましたが、ことしの4月に抗体陽性豚が茨城、千葉、栃木等で確認されました。状況を解明しますと、野外感染は否定されておまして、ワクチンの無許可の接種であろうということが現在確認されたところでございます。すべての農場に対して抗体検査等を行いましたけれども、野外感染は否定されているところでございます。今後各県とともに事実関係の解明を進めてまいりたいということを考えている次第でございます。

それから、下の方に農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進ということで、安全な畜産物を生産していくことが基本だということでございまして、特にHACCP方式を活用した衛生管理が行われている農場については認証をしていこうということで、平成20年度から認証を取得するための農場指導員を養成していくということで、昨年度、本年度について、すべての四つの畜種についてのガイドラインを策定することとしております。

それから、BSEでございます。次の35ページでございますが、現在、発生状況におきましては右下のとおりでございます。全体として2007年、ほぼ世界での集計を終わっておりますが、141頭程度であろうということ。2008年は現在までの集計で20頭程度ということでございます。年々半減というような状況になっているかと思っております。

それから、米国産の牛肉輸入問題でございますが、19年6月と8月に日米間の技術的な会合を開催いたしまして、その報告書を出すという段階になった状況のままでございます。現在においても日米間での協議を続けているところでございます。

次のページでございます。高病原性鳥インフルエンザでございます。昨年1月に宮崎、岡山で高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。本年におきましては、家きんでの発生は現在のところ起こっておりませんが、秋田県、北海道でオオハクチョウにおきまして高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されております。現在秋田県の十和田湖畔で1羽、北海道の野付半島で1羽です。あと、サロマ湖畔で現在簡易キットで陽性になっているものが1羽ございます。それぞれ各県を通じまして近隣の30km圏内の養鶏農家に対して立入検査等を行いまして、すべての養鶏農家で発生していないことが確認されております。また、対策についても適切に実施されているということが確認されております。

いずれにしても全国におきまして、その3県及び北海道におきまして石灰での鶏舎周辺の消毒を行っているところでございます。また、全国において必要と考える県におきましては鶏舎周辺の石灰消毒を実施しているところでございます。

それから、韓国におきましても鳥インフルエンザが発生しております。現在のところ40件余りが報告されております。

いずれにいたしましてもアヒルを中心に起こっておりますので、かなり防疫に対する混乱が起きているというような状況でございます。我が国といたしましては、水際防疫の徹底を再度確認しているところでございます。皆様方におかれましても、海外に行かれるとき、空港等で消毒マットがございますので、そのマットの上を通過していただくというような形での消毒を実施しているところでございます。

それから、養豚農場の衛生対策でございますが、ことしの1月18日に豚サーコワクチンの承認がされまして、現在現場での利用がされております。サーコワクチンにつきましては現在かなり効果があると言われていたところもございますが、PRRSの入っているようなところでは十分効果が示されていないというようなところもございます。ちょうど現在この時期は事故率の低下する時期でございますので、これから夏、そして秋、冬にかけて事故率の上昇する時も踏まえて今後の状況等を見てまいりたいと思っております。

いずれにしてもさらに飼養管理の徹底を進めてまいることで慢性疾病の防止に役立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、次に資料4に移りまして、畜産企画課長から説明をお願いします。

○徳田畜産企画課長 資料4の1ページ目をお開きください。左下でございますが、WTO農業交渉につきましては、我が国は多様な農業の共存を基本理念といたしまして、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指して交渉に取り組んでいるところでございます。

2004年7月末には交渉の大枠となる枠組み合意が、2005年12月の香港閣僚会議を経まして、その後、昨年7月、あるいは本年2月に農業及び非農産品市場アクセスの議長案とその改訂案が提示され、それをたたき台として議論がなされているところでございます。議論が順調に進めば、先ほど局長のあいさつにもありましたように、5月中旬に再改訂の議長テキストが提示され、閣僚会議が5月下旬以降に開催される見通しとなっているところでございます。我が国といたしましては、上限関税率の不適用、重要品目の十分な数と柔軟性のある取り扱いなどを強く主張しておりまして、今後も食料輸入国としての主張ができる限り反映されるよう最大限の努力をしてみたいと考えております。

ずっと飛ばさせていただきまして、議長提案の内容等が書かれておりますが、6ページ目に移っていただきたいと思っております。

FTA、自由貿易協定とは、物やサービスの貿易自由化を行う協定でございまして、EPAとは、FTAの要素に加えまして、広い分野を含む協定でございまして、我が国といたしましては、先ほどのWTOの多角的貿易体制を補完するものとして推進しているところでございます。

状況等については7、8ページに書いておりますが、次に9ページに移らせていただきたいと思っております。先ほど局長のあいさつにもありましたように、日豪EPAにつきましては、4月28日から5月1日までの日程で豪州キャンベラで開催され、リクエスト・オファーに基づきまして乳製品、牛肉について集中的な議論が行われたところでございます。日本側からは本川畜産部長が出席しまして、我が国における畜産業の重要性や畜産業を取り巻く最近の状況を説明し、関税割当制度などの撤廃には応じられない旨を主張するなど、我が国の立場を明確に伝えたところでございます。引き続き両国の立場には大きな隔たりがございまして、7月下旬に東京で開催される予定の次回会合におきましても、個別品目ごとの議論をさらに進められることとなっております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、次に資料5と6、酪肉近工程表の関係につきまして畜産企画課長から御説明をお願いします。

○徳田畜産企画課長 まず昨年度も説明しましたが、縦紙の参考資料4にありますように、平成17年度の畜産物価格を決定する際に審議会の建議に基づきまして、参考資料3のように、平成17年から21年度の工程表を作成したところでございます。この工程表を管理していく仕組みとしてこれから説明します資料5や6のように前年度の取組状況とその評価、そして当該年度の工程表を作成し、畜産部会の御意見を伺っているところでございます。

それでは、資料5に基づきまして、ごく簡単にポイントのみを説明させていただきたいと思えます。

資料5の1ページ目でございますが、平成19年度の取組状況と評価でございます。

まず項目1の産業構造の確立でございますが、3列目の取組の実績と成果のところを見ていただきたいと思います。1番目の丸でございます。19年度の認定農業者の認定率につきましては、すべての畜種において前年度から着実に向上しているところでございます。

3番目の丸でございますが、配合飼料の価格高騰を踏まえまして、20年度から肉用牛肥育経営に対する緊急対策を措置することとしたところでございます。

項目2の自給飼料基盤でございますが、飼料作物作付面積89万7000haということで、対前年比900ha減でございますが、減少傾向に歯止めがかかっているところでございます。また、稲のホールクロップサイレージ、WC Sにつきましては目標5000haに対して実績6000haの見込み、また青刈りとうもろこしにつきましては目標85000haに対し、実績86000haということで、いずれも作付の拡大が図られたところでございます。

項目3、畜産物にかかる安全でございますが、H A C C Pの手法を活用しまして、衛生管理を行う農場の認証基準を作成したところでございます。

4番目、食育の推進でございますが、二つ目の丸でございますが、酪農教育ファームの認証牧場は前年より32牧場増加し、249となっております。

次に、5番目は飛ばしまして、6番目、家畜改良でございますが、二つ目の丸でございますが、和牛の知的財産の取得・活用を推進するための協議会を設立したところでございます。

7 番目、流通飼料でございますが、三つ目の丸でございますが、シンポジウム等によるエコフィードの普及・広報、飼料化施設の新設に対する支援を実施したところでございます。

8 番目、集送乳及び乳業でございますが、生乳検査体制の広域化を 2 指定団体行ったところでございます。

また、三つ目の丸でございますが、機能性、有用性等をアピールしまして、牛乳の消費拡大を支援しております。

9 番目、牛肉の流通の関係でございますが、家畜市場 7 カ所、食肉処理施設 18 カ所で再編整備を実施しております。また、乳用種牛肉につきましては消費拡大に努めたところでございます。

次に、資料 6 に移らせていただきたいと思います。平成 20 年度の酪肉近代化基本方針工程表（案）ということで示させていただいておりますが、1 ページ目でございます。

飼料高騰を受けまして、国産飼料に立脚した畜産の推進が何よりも必要だということでございまして、20 年度の行動計画につきましては、ポイントといたしまして 2 点挙げさせていただいております。

一つ目が、飼料作物作付面積の拡大の取組の推進でございます。配合飼価格の高騰も踏まえまして、農地の徹底的な活用により、自給飼料生産や利用を推進することとしております。

また、高栄養作物、稲 W C S の生産拡大、飼料用米の利活用の推進を特に進めたいと考えております。

二つ目といたしましては、エコフィードの安定的利用体制の確立が重要だと考えております。

取組の内容でございますが、右に書いております。

飼料作物の作付面積としましては、2 万 ha の増加を目指しているということでございます。

青刈りとうもろこしにつきましては、昨年度も増えておりますが、今年さらに増やしまして、9 万 2000ha、稲 W C S の作付拡大についても昨年よりさらに増やしまして、8000ha ということで、増加したいと考えております。

また、飼料米等についてもモデル実証による利活用の体制構築ということで、モデル地区等を大幅に増やしまして、全国展開をしたいと考えております。

また、エコフィードにつきましては、エコフィードの利用量を5万TDNトンの増加を目指しておりました、配合飼料としての利用や、あるいは地域の未利用資源の利活用の促進ということで20地区を取り組むこととしております。

また、エコフィードの認証制度ということで、本年度秋から開始したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御説明にかえさせていただきます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

以上で説明は終了いたしますが、ここでちょっと時間は押しているのですが、10分弱休憩をとらせていただきたいと思います。この部屋の時計で45分から再開させていただくということでよろしいでしょうか。

では、暫時休憩ということにいたします。

午後2時38分休憩

午後2時45分再開

意見交換

○鈴木部会長 それでは、部会を再開したいと思います。

休憩時間前の事務局からの説明も踏まえまして、質問、御意見等を、特に分野は限らず自由に御発言いただきたいと思います。

御都合で早めに退席される方は優先的に御意見を頂戴したいと思いますので、早めに御発言いただければと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、どうぞ、飛田委員。

○飛田委員 私は北海道の生産者の団体の責任ある立場でございますけれども、今説明いただきましたように、とうもろこし価格、いわゆる配合飼料価格が2月決定いただいた時点、あれで落ちつくのかなという観測もあったわけですが、そういうことにはならなかったということで、相変わらず上昇している。4月から6月時点でも4700円ぐらいの上昇があったということですから、これは現場においては特に肉畜、酪農、全畜種、これは大

きな影響があるわけですが、肉の場合は枝価格がそれに伴う上昇が余りされていないということで、コストが上がっているということですから、非常に経営が悪化しているということが現場では事実でございます、特に全国の肉のシェアの 25%近くを占めておりますホルスタインの雄肥育、これが今価格が非常に落ち込んできているということがございまして、2月に決定していただいて、マルキン事業の補完対策もあるわけですが、当時の物財費のカバー、これをしっかりと取り組んでいるわけですが、それ以上にまた上昇しているということは今申し上げたとおりでございます。

一方、配合飼料の安定制度、これが4月から6月のこのままの状況でまた推移しますと、問題は財源の問題。この状況で上がっていきますと、通常補てん基金の借入れが恐らく1500億円近くになるだろうと。農林水産省にも御努力いただいて、900億円は借入れを起こすということを御決定いただいたわけですが、ほぼ500億円以上については目処が立っていないということですから、4月から6月の補てんについては補てんが期待できる部分があるわけですが、それ以降についてはこの補てんがなくなってしまうという恐れを私どもは非常に危惧しているわけございまして、もしそうなれば、計算しますと一気に9000円負担がふえるということで、1年前の基本的な価格の基礎から言いますと、1トン当たり1万9000円の上げになるという状況でございまして、私ども2月に決定していただきました——北海道は先ほど説明していただきましたように8割加工乳地帯でございますので、加工原料乳の補給金もそのことも踏まえて決定していただきましたけれども、今申し上げましたように、なかなかそれでは今後の経営が非常に厳しいということもございまして。肉についてはできるならばマルキンの補完、あるいは酪農については補給金の期中での改定が非常に大事なことでありと考えておりますので、そのことも意見として申し上げておきたいと思っております。

もう一つ、会長、済みません。私ども努力しなければなりませんけれども、飼料の自給率をどう上げていくかということで、先ほど説明いただきましたように、飼料の自給率は現状では25%、27年に35%という目標を立てていただいておりますけれども、これに向けて私ども生産現場もしっかり努力させていただきたいと思っておりますが、北海道においても立地条件がかなり違うという部分がございますし、青刈りとうもろこしが作付できる地域においてはしっかり増やしながら、栄養価の高い粗飼料を生産するということはしっかりやりたいと思っておりますが、青刈りとうもろこしができない地域があるわけです。これは地域でいえば北海道の最北端の宗谷だとか、右側の根室地区とか、これは残念ながらコーンが

できない。ここをどうやって粗飼料増産に向けるか。しかも栄養価の高い飼料をどう生産して、濃厚飼料を少しでも減らしながら経営を維持するかということを考えますと、コーンのできない地域は牧草をつくってもらわなければならないので、その更新時期をいかに早めていくか。いわゆるマメ科牧草が消えない状況を——マメ科牧草というのは長くたちますと禾本科の方が優位になりまして、マメ科が消えていくということが現状ですから、それをしっかり捉えた中で飼料増産を私ども努力させていただきますので、是非対応をしっかりと図っていただきたい。

2点、意見として申し上げさせていただきます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

補給金等の期中改定の可能性、それから飼料増産の問題につきまして御意見をいただきました。

ほかに、どうぞお願いします。

○近藤委員 エコフィードに関して二つほどお聞かせいただきたいと思います。

一つは、エコフィードに食品残さを活用するというのは非常に優れた考え方だと思うんですが、一方、食品産業の考え方からすると、できるだけ残さが出ないようにしていくという経営努力を必死になっているわけですね。ですから、これが安定的に大量に供給されるということを前提にすると、この計算はちょっと合わなくなってくるのではないかという気がいたします。できるだけ無駄のない、余分のない、破棄する部分が少ないということを食品企業はみんな目指しているところですので、これを当てにした一層の推進というのはどうなのかなということを単純に思います。

もう一つは、安全性の方なのですが、基本的に外食等々から出るものはちょっとおいといたとしても、エコフィードというのは完全に本当に安全な飼料として有効なのかどうかという情報ですね。例えば諸外国でどういうふうに使われているのか、これまで食品残さによるマイナスの情報があるのかどうか。その辺についてももしお聞かせいただける場所があればと思います。

○鈴木部会長 エコフィードについての問題を御指摘いただきました。

引き続きどなたか。

○堀江委員 私、養豚生産者として二つ、三つお話ししたいと思います。

2月の政府のあれに対しましては、追加支援等をいただきまして誠にありがとうございました。

ただ、今お話しされましたように、えさの問題、養豚はほとんど穀物飼料でありまして、自給飼料を作るといってもなかなか難しい産業でございます。そういう中で安定基金の問題がありますが、これもやはり枯渇するということになりますと、非常に私たちの経営が苦しくなるというのは目に見えているわけでございます、借り入れという話もございしますが、それも借り入れするからには5年、6年の間には返していかなければならないという問題もございます。今こういう飼料高、そしてまた枝肉価格がこの程度の価格ではとてもこの7月からの補てん金がなくなった場合には経営は成り立っていないと思うわけでございます。

そういうことで、今お話しされましたように、エコフィードにつきましても私も3年ぐらい取り組んできているわけでございますが、まだまだ食品産業界からは出てくると思います。でも、これは、ただ今お話がありましたように、たしか原料として出てくるものは減ってきています。毎月私どもが扱っておりました原料が今半減しております。製造現場での原料ですね。ただ、消費されて出てくるものについては今はまだ減っておりません。エコフィードに回すものについてはある程度限定されますので、そういう点で利用できるものはもっと利用していけるような施策も必要ではないかと思っております、ただ、この産業について何%リサイクルしなければだめですよという話だけではなかなかこの数字には追いついていけないのではないかと感じております。

いろいろと安全試験等につきましては国も挙げて試験をやってもらっているところがございますけれども、何といたしまして、この原料が配合飼料工場で配合飼料の原料として使ってもらわないと、今、養豚生産者がこの原料を持って行って自分の農場で配合してすぐえさに使うというのは人手もないし、今回いろいろ施策の中でもございますけれども、そういう設備をつくるというのは莫大なお金がかかります。それを個人とか組合でやるというのもそれもこれから負債として残ってってしまうわけでございますので、何としても配合飼料メーカーさん方の協力をいただきながら、飼料原料として使っていただければ、そして飼料価格の多少なりとも値下げにつながるというような形をとっていただければ、一番私たち生産者としてはベストではないかと思っております。是非そういうことでお願いをしたいと思います。

それと肉豚の価格補てんの問題でございますけれども、地区によって色々でございますけれども、今回470円という設定をさせていただいたわけでございます。19年度からの絡みもございまして、素直にこれが70円の値上げにつながるかどうか、今、私ども千葉

県の場合計算いたしましたら、19年度までは50円という話があったんですけど、保険設定でまいりましたら、2、3日前に私のところで話しましたら、50円は出せない、45円だよという話が出てきていますので、やはり70円上げてもらったという中でも期中改定でありましたので、もし枝肉価格がこの価格に下がった場合に非常に難しいという問題がございます。難しいというのは経営が難しいという話でございます。

あとは流通の問題でございますけれども、今、と場側もと場経費の削減とか、そういう面で流通コストを下げるような方向で動いておりますが、生産者の方といたしましては、検査料、これは私ども千葉県はずっとやってきたわけでございますけれども、検査料という問題につきましては都道府県知事の裁量で決まるわけでございますけれども、全国一律同じような値段でございますけれども、この点につきましても検査をして安心・安全なものを国民に提供するという、この検査料を生産者が全部負担するというのはどうなのかなと。それに今私たちは安心・安全のために、この前もお話ししましたように、トレーサビリティシステムの構築をしております。それだけでも1頭40円から50円かかってしまいます。それでまたこれから農場のHACCP対策といたしましても、いろいろな面で消毒装置、あるいは今ある農場ですぐはできませんので、それに対して色々な面を考慮しますと、かなりの安心・安全の部分だけでかかってしまうというのが現状でございますので、そこら辺もこれからの販売流通の小売価格に転嫁できない部分はそういうところの流通コストの削減にもつなげていただければと思っております。

以上です。

○鈴木部会長 養豚関係の様々な問題を御指摘いただきました。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 幾つかありますけれども、最初に飼料のところだけお聞きしたいと思います。特にとうもろこしが非常に高くなっていくというお話がございましたけれども、そういった中で飼料用米の利活用の推進ということをぜひ進めてほしいと思っておりますが、大分進んできているような数字が出ておりますけれども、稲作農家、あるいは畜産農家にとってメリットもあると。そういった中で、しかし大きな課題があって、輸入とうもろこしの価格差の縮小があるというふうに言われていますが、価格差縮小のための対策というのはどういうことが考えられるのかという辺りをお聞きしたいのと、そのために是非いろんな助成とか交付金とか、あるいは支援、奨励とか色々な形でお金が使われているわけですが、その年、その時期の必要性に応じて思い切ってここには投入するというような

メリハリをつけた有効性のある使い方をして欲しいなというふうに思いますのでお聞きしているのですが、是非こういったところに使っていただきたいと思います。

そういったこととの関連で、例えば助成の使い方ですが、先ほどの御説明の中で例えば放牧のレンタカウ制度に助成をするというようなお話がありました。こういった大変さがあるのか私にはわからないので、表面的なことかもしれませんが、こういったことは助成が必要なのか。やっている人たちのところで知恵を絞って協力し合っていることではないかなと思ってしまいますのですが、そういったこと。

それから、もう一つは、資料3の8ページの利用拡大の支援のところ、例えばこういったことは必要なのでしょうかとということでお聞きしたいのですが、20年産の飼料用米の利活用をモデル実証するのに必要な経費、そこに出すといっていますね。この飼料用米の利活用についてはもう既にいろんな実証はされているのではないかと思うわけですが、あえてまだこのところでそういったことについて補助をするという意味というか中身というのが、必要だとしても必要最低限にして、必要なところにそれを回すというような使い方を是非していただければ、輸入とうもろこしとの関係の重要な大きなテーマのところ、少し見通しが出てくるのではないかと思っておりました。

それから、もう一つ、13ページのところで「新たな飼料資源の活用」ということでお話がありまして、エタノールの粕を使ったものについて、この文章ですと、十分に活用することが必要だというふうにおっしゃっておりますが、国産飼料に立脚した畜産の推進ということが大きな柱だと思つた中で、こういったものが今後出てくるという見通しがあるのでこうおっしゃっているのかと思いますけれども、主要な課題というところを見ますと、非常に大変な課題がまだまだたくさんあって、まだ検証もできていなかったり、未解明のところもあるというようなところがあるので、こういったところを今後活用していくのが本当に必要なのかという辺りをもう一言教えていただきたいと思いました。

今は飼料のことだけにしておきます。

○鈴木部会長 必要に応じたメリハリをつけた資金投入というような観点から色々御指摘をいただきました。

それでは、ここで一度区切らせていただきまして、事務局の方から回答をお願いできればと思います。

○釘田畜産振興課長 それでは、飼料関係たくさん御意見、御質問をいただきましたので、お答えできる範囲で一つずつお話をしたいと思います。

まず飛田委員から青刈りとうもろこしの話、北海道の地域によってはなかなか青刈りとうもろこしを作付できない地域もあるというお話でした。これは今年の初めの2月、3月の議論でも同じような御意見をたくさんいただいております、私どもの方でもまずは現地の実態、事情をよく勉強しようということで、担当官を派遣いたしまして、宗谷地域の方々との意見交換もさせていただいております。確かに地域的に青刈りとうもろこし、新しい品種ができていて、大分寒冷地型もできて、北海道も作付が増えているということではありますが、それでもなお難しい地域もあるというのは認識しております。そういった地域で、例えばお話がありましたマメ科のアルファルファ等を導入して、栄養価の高い牧草を作っていく。そのために更新時期を早めるような取組が必要であるということであれば、私どもの事業の中でこういった対応ができるか、引き続き現地の方々の御意見なども頂戴しながら現実面の対応を考えていきたいと思っております。

それから、エコフィードのことにつきまして近藤委員からいただきましたが、まず食品残さについては出す量を減らすのが大原則ではないかと。誠にごもっともな御意見でございまして、そのことは私どもも十分認識しているつもりでございまして。私どもとしましては、残さの量を増やしてくれというつもりは全くございません。そこは減らす努力もあわせてさせていただくのだと思いますが、現実には資料の1ページ目の右下に再生利用の実態があるのですけれども、年間発生量は1100万トン以上ございまして、この3年間では数字は横ばいなのですけれども、この中で問題は肥料化と飼料化が並んでおりますけれども、まだ肥料になっている量がたくさんございまして。恐らくこの中には家畜のえさとして使えるものがかなりあるのだと思います。日本の国内では畜産から出てくる肥料というのも地域によっては十分ありまして、必ずしも食品残さに肥料を依存しなければならないという状況にはないと思いますし、むしろ家畜に与えますと、家畜の排せつ物としてまた肥料に還元でき、まさにリサイクルになるわけですので、こういった部分を特に有効に活用して飼料化していくという努力はまだまだできるのではないかと考えております。

ですから、そういった取組がひいては飼料自給率の向上につながりますので、そういった観点でまだまだ努力の余地があるというふうに考えております。

なおかつ、食品残さといいますと、何と申しますか、食べ残しというイメージが強うございまして、もちろんそういったものも活用していく必要があると思いますが、実際には製造過程で不可避的に出てくる食品副産物的なもの、いろんな粕類、豆腐粕のような、あるいはパンくず、そういったものもまだまだたくさん廃棄されているのが現状でござ

ございますので、そういったものの利用を高めていきたいというのが私どもの取組の本意でございます。

安全性の問題につきましては、これは飼料安全法の世界で、飼料として使う場合に満たさなければならない基準、条件というのは当然定められているわけでございますが、エコフィードについてはさらにそれを利用者、供給者にとってわかりやすいようにということで、エコフィードのガイドラインというものを一昨年定めまして、実際に取り組む際の留意事項等を細かくわかりやすくお知らせしているところでございます。そういった取組をきちんとやっていただければ安全性は十分確保できるものだというふうに思っておりますし、実はエコフィードの認証制度というのを私ども今検討しております、その中でそういったガイドラインをきちんと守って栄養的にも十分有効なものを供給している業者なり、エコフィードについてはきちんと認証を与えていこうということを考えているところでございます。

それから、堀江委員からは今後さらにエコフィードの利用を進めていくためには配合飼料原料として使っていくべきというお話がございました。今年度の私どもの新しい対策の中で地域の食品副産物の排出業者と配合飼料メーカーが連携してまさに御指摘の配合飼料原料として飼料としての利用を進めていく取組を支援する対策を講じております。具体的にはそういった食品残さ、食品副産物を配合飼料原料として使った場合に、利用拡大分について拡大量に応じた助成を行うという仕組みも用意してございますので、そういった取組を通じて配合飼料原料としてのエコフィードの活用というのを大いに進めていきたいと考えております。

それから、神田委員からはたくさんいただきましたけれども、えさ米を始めとするいろんな対策、メリハリをつけてやっていくべきというのはまさにおっしゃるとおりだと思います。私どもも改めてそのことは念頭に置いてやっていきたいと思いますが、ちょっと順番があれかもしれませんが、レンタカウの取組につきましては、これは山口型放牧という、山口県の先進的な取組を参考にしてやっているところでございますが、放牧というのは草が生えている土地さえあれば簡単にできるようになっているのですが、実際には農家側の、特に牛を飼っている農家もそういう経験がない。あるいは周辺の農家なり、住民が、牛を放すことに対して慣れていない。例えば臭いとか、汚染されるのではないとか、そういう懸念があるといったことでなかなか進まないという実態がございます。そういう中で実際には空いている土地があって、牛を放牧できるにもかかわらず、そういう放牧に

適した牛がないといえますか、放牧経験牛と呼んでおりますけれども、何年も畜舎の中で飼ってきた牛をいきなり放牧地に出しますと、牛のほうもびっくりいたしまして、柵を脱出して地域住民に迷惑をかけたという事も起こり得ますので、馴致というのが必要になります。ですから、放牧に慣れた牛をある程度供給できるような体制をつくって、そういう牛と未経験の牛を合わせて放牧することによって放牧を進める一つの呼び水の取組だと思っております。これがすべてではありませんけれども、こういった取組が非常にうまくいっている事例がございますものですから、そういった事例を紹介しつつ、こういうレンタカウの取組を一つのきっかけにして放牧をさらに推進したいという思いでこういう仕組みを用意したものでございます。

それから、飼料米のモデル実証事業。これにつきましても飼料米のえさとしての利用実績というのは十分にあるのではないかという御指摘でございますが、確かにかつては国産米の過剰米、古々米、あるいは最近ではミニマムアクセス米等を家畜の飼料として利用してきておりますけれども、ただ、今後国産米をさらに飼料として利用していくに当たってはまだまだ十分な知見があるとは私ども考えておりません。例えば家畜の栄養面でとうもろこしに代替できるということははっきりしておりますけれども、一方で、とうもろこしとお米では特性が違いますので、畜産物への影響、あるいは家畜の生理、栄養の面で使い方については色々注意が必要であるというふうにも言われておりますし、さらにえさとして使うに当たっては、収穫、調製、流通、保管、そういったその前段階での技術的な体制も必要でございますし、さらにはお米を使った畜産物の付加価値化というのも大事だと思っておりますので、そういった周辺部分も含めてモデル的な取組をまだまだやっていく必要があるというふうに思っております。

最後、もう1点、DDGSでございますけれども、これについても先ほどアメリカのとうもろこしの実態を数字で見させていただきましたけれども、まだまだ発生量は増えていきますので、とうもろこしの代替飼料として利用していくことは必要なことだというふうに認識しております。

長くなって済みません。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○徳田畜産企画課長 先ほど飛田委員から最近の飼料高騰に対しての御要望等がありましたけれども、私どもとしても近年の飼料高騰に対して生産コストが上昇しているというこ

とについては認識しておりまして、20年度の価格対策においても緊急的な措置を講じたところでございますが、その後も飼料高騰が続いており、昨日もとうもろこしのシカゴ相場が6ドル10セントを超えるような水準になったということでございます。このような下でまず何よりは生産コストの上昇については生産物価格に適正に反映させられるような環境づくりが必要であるということでございますが、その後の需要によって変化しております配合飼料価格安定制度の運用状況とか、あるいは畜種ごとの経営動向にも十分留意して必要な検討については進めたいと考えております。

また、堀江委員から地域肉豚の話が出ましたが、地域肉豚というのはもともと地域ごとに、都府県ごとに色々運営がされておりまして、その中で今回国のお金も活用しての仕組みに変えたところでございますが、各県それぞれの事情によって運営されたということもありまして、その中で生産者の負担金も余りふやさないような方向で対応を考えているということでございます。私どもとしても今後各県からヒアリング等を行うこととしておりますが、それぞれ各県の中で十分話し合われて、適切な対応がなされることが必要ではないかと考えております。

○鈴木部会長 それでは、牛乳課長、お願いします。

○平岩牛乳乳製品課長 飛田委員から期中改定のことで御意見ということでございましたので、少しお答えさせていただきますと、肉のほうも大体同じような考え方だと思いますので代表して申し上げますけれども、加工原料乳の生産者補給金等暫定措置法の規定でも経済事情の著しい変動等により特に必要があれば期中改定をすることができるということになっているわけでございます。加工原料乳の補給金単価は、20年度は先ほど申しましたように配合飼料について丸々1年分実負担を織り込んで算定したという事情がございますので、現時点で直ちにその想定以上に農家の負担が増大しているという状況にはないことから、直ちに期中改定が必要ということはないかとは思いますが。ただ、法律の趣旨からして、加工原料乳地域における生乳の再生産を確保する必要がありますので、今、畜産企画課長から話ございました様々な対策の実施状況、酪農家を含めた畜産農家の経営状況を十分に今後とも注視しつつ、今後とも再生産が確保されているか十分に見ていきたいと思っております。

○境畜水産安全管理課長 近藤委員からエコフィードの安全性の問題がございましたけれども、飼料安全法の規定を踏まえましてエコフィードの安全確保のためにガイドラインを出しておりまして、その中で危害要因としましては、異物混入だとか、微生物汚染だとか、

汚染物質、あるいはBSE対策、そういったものについての留意事項が書かれております。

それから、実は飼料安全法で現在エコフィードに使えるものは人の食用になったものの残さか、あるいは食用として利用されなかったもの、食用になったのだけれど、利用されなかったものに限っております。その原材料としては、先ほど釘田課長からお話があったように、生産工程で出てくるもの、そこを利用できないかといったことを今後検討したいと思っておりますので、ぜひ御協力と御理解をいただきたいと思っております。

○釘田畜産振興課長 先ほど1点漏れましたが、えさ米の利用に当たって、価格差の縮小が最大の課題だということなのですが、現状ではまだ5から6倍の価格差がまさにございます。その価格差を縮小するための一番の有効な手段というのはやはり単収の向上だろうと思っております。今、10a当たり500から600kgぐらいが平均なのですけれども、これを例えば倍の1トンぐらいとれるお米にすれば、単純にコストが半分になるということでございますから、そういった超多収品種を開発するということが期待されるところでございますが、これは研究サイドで今一生懸命取り組んでいただいていると聞いていますが、やはり一定の年数はかかるのだらうと思っております。将来的にはそういったものが出てくることを期待したいと思います。また、栽培技術でも低投入の技術、あるいは直播、直まきの技術、そういったものによってコストを削減するといったような取組がなされておりますので、そういった技術の実用化によってさらにコストを下げていく努力をしていきたいと思っております。そういったことを実際にやっていくためにも私どものいろんな事業の中でモデル実証的なことに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○渡邊食肉鶏卵課長 堀江委員の方から食肉の流通のコスト削減のお話があったので、お答えさせていただきます。

食肉の流通のコストの引き下げについても農林水産省として非常に重要な課題だと考えてございまして、食肉処理施設の安全性向上のために処理・加工技術の高度化、ないしは自動化、省力化みたいなことをやる場合に施設整備費について補助するというようなことで支援をしております、そういうことを通じて流通の合理化ないしはコストの低減に努めてまいりたいと考えてございます。

また、と場の検査料のお話があったのですが、と畜場については第一義的には厚生労働省さんの御担当でございますので、当方としてどうのこうのということではございませんが、ただ、食品安全基本法ではたしか事業者が食品の安全性については第一義的な責任を

負うということがございますので、生産者の方々が検査料を負担していただくというのはいた仕方ないことかと思いますが、過大な検査料負担というようなことがあるのでございましたら、厚生労働省との間ではと場などについては協議会がございまして、意見交換をする場がありますので、そういう場でも厚生労働省に現場の実情を申し述べていきたいと考えてございます。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、富士委員、お願いします。

○富士委員 重なる分もあるかと思いますが、私の方から大きく3点について意見を述べさせていただければと思います。

1点目は飼料用米についてでございます。飼料用米については生産者としても安定的に継続的に取り組めるようにしていく必要があるかと思えます。そのためには飼料用米を日本の国家戦略というふうに位置づけて、国として年次別に計画的にどういうふうに展開していくのかというものを具体的に示した上で、今年はどういうふうにするというような形の個別課題に対する支援措置を講じていくというようなことが必要ではないかと基本的には思っています。

そういう中で平成17年3月に策定された酪農及び肉用牛生産の近代化基本方針、この中の自給飼料生産の拡大のところについては、飼料用米という単語はなかったわけで、当時はホールクロップサイレージと稲わらということを重点に取り組んでいこうとしたわけです。19年か20年の工程表のときに初めて出てきたというような関係になっているかと思えますが、先般福田総理が本部長をやっております「食の未来を描く戦略会議」、ここでも飼料用米の生産・利用の促進というようなことがうたわれておりますので、そういう意味では国家戦略の位置づけがされつつあるのかなとは思っています。そういう意味で酪肉近代化基本方針の見直しということも検討する必要があるのではないかと思います。または年度ごとの工程表における取組の位置づけということももうちょっと22年以降のことも含めた絵柄というものを描いた上で、ことしは実証をやるのだとか、そういうふう具体的に示して取り組んでいく必要があるのではないかと思います。そういう意味で酪肉近代化基本方針との関係みたいなものをどう考えていくのかというのがあると思えます。

2点目は、配合飼料価格安定制度についてであります。これは飛田委員からもありましたけれども、平成18年の10月から1年半で配合飼料価格が約2万円上昇したわけであり

ますけれども、この制度があったおかげで生産者の実質負担は1万円弱というふうに抑えられたわけで、ここまで貯まった財源と毎年度生産者とえさメーカーが積んでいる360億円の財源で支えてきたわけであります。

しかし、この4月からのまた大幅な4700円という値上げの中で、金融機関から900億円の借金をしてもそれでも足りない。7月以降のさらなる配合飼料価格の値上げという中で、財源をどういうふうに手当てするのかという危機的な制度の状況にあるわけであります。そういう中で、私はこの配合飼料価格制度の根幹は維持すべきだと思います。今の状況の中ではこの制度は有効に機能しているし、財源の問題はありますけれど、配合飼料価格安定制度の根幹は是非とも維持していただきたいと思います。そのためには財源確保のあり方をどうするのか、それから異常補てん基金との関係のあり方をどう考えるのかということを整理して対策を打っていくということが必要ではないかと思います。

3点目が、価格転嫁と畜種ごとの経営安定対策についてでありますけれど、生産者負担が増大して、コストが上がれば、その分、肉の売価なり、牛乳乳製品の売価に転嫁できればそれで事は済むわけですが、そう簡単には転嫁が進まないという問題があるわけで、そこに畜種ごとの経営安定対策を充実強化するという意味があるわけだと思います。

そういう意味で畜種ごとに見ると、牛乳乳製品については乳業メーカーとの乳価交渉でその分乳価を上げればいいわけですが、乳業メーカーが小売に転嫁できなければ簡単に乳価は上げられないということがあります。そういう意味でタイムラグがあります。タイムラグを補正するための加工原料乳の補給金制度のあり方なり、飲用乳に対する特別対策というものを考える必要があろうかと思います。

食肉のほうは、市場による競り、または畜種ごとの需給関係で価格が形成されますので、そういう意味で、価格がよければ、コスト上昇分も保障できる所得が確保できるわけですが、価格が悪ければ結果的に転嫁できていないということでもありますので、これも畜種ごとの経営安定対策をコストの増大と売価との関係で所得が保障できるような経営安定対策を今後も考えておく必要があると思います。

そういう意味で、転嫁の状況、タイムラグの状況、そういう現状なり、実態を踏まえた上で経営安定対策のさらなる充実強化ということを早急に考えるべきだと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、福田委員、萬野委員の順でお願いいたします。

○福田委員 幾つか話そうと思っていたことが出ましたので、私は 20 年度の行動計画の重点ポイントというところに絞って二つ述べさせていただきます。

国産飼料に立脚した畜産の推進ということが大きな柱になっているようでございまして、一つ目は、飼料作物の作付面積 2 万 ha の増加、非常に意欲的な行動計画が出されているわけですが、これをいかに進めていくか。目標は目標としていいわけですが、そのプロセスは非常に厳しいのではないかと考えています。資源があり余っているというのは日本の状況としては明白なわけですが、それをどう利用する主体に結びつけていくかという、その仕組みのところ非常に難しい問題だろうと思います。例えば畜産サイドでこういうふうな飼料の需要があるということ、耕種サイド、あるいは農地サイドといいたいまいしょうか、そういったところにいかに情報としてきちんと発信していくか。これは特に末端の、例えば水田農業協議会であるとか、農地保有合理化法人であるとか、そういったところにほとんど伝わっていないという感じが私はしております。

つい最近も福岡県の水田農業協議会で水田の飼料生産にかかわることということを協議の一つの大きな役割としようということを決議されたわけですが、その程度だというふうに思ったほうがいいのだと思います、もっとももっとこういうことをやろうとしているということが、いわゆる農地サイド、他の耕種サイドに伝わっていかないといけないのだろうと思います。

それから、エコフィードについてですが、まずエコフィードの認証制度についてもうちょっと概略御説明できればと感じておりました。エコフィードの認証の政策目的とあわせて、認証をやることによる効果、どういうことをもくろんでいるかということでございます。同時にエコフィードの中身について先ほどから少し質問なり、回答があったわけですが、利用量で TDN 5 万トンの増加ということが出されているわけですが、これの内訳といいたいまいしょうか、その辺のところをどう見られているかということをお教え願いたいと思います。

私の感じでは恐らく食品の製造の過程で出る残さというのはやむを得ない副産物、例えば南九州あたりのしょうちゅうメーカーのしょうちゅう粕、これは必ず大量に出るものなんですけれども、これは供給主体と最終で利用したいという農家の意向があるわけですが、実際にそれを飼料として使うというプロセスがまだまだ構築されていない。今は何とか個人で例えば TMR でやっているよとか、そういう形で使われているわけですが、どう使うかというシステムができていない限りなかなか全体として底上げできないのではない

かという気がしておりますので、その見通しも含めて少しお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、萬野委員、お願いします。

○萬野委員 2点ほど質問させていただきます。

各委員から配合飼料価格安定制度のお話が出ましたけれども、この制度は現状の飼料穀物原料のコストアップのショックをかなり小さくしてくれているということではすごく機能していると思いますし、それが生産段階にとってはすごくプラスになっていると思うんですが、先ほど来各委員からお話がありますように、今年度以降借入金で処理していくというふうなことで、生産現場では今までは本当に助かったけれども、要するに借入金で処理いただくということは将来返済という行為が出てくるということで先行き不安がかなり大きくなってきていますので、その辺将来的に基金の継続性をどういうふうにお考えかということをお聞きしたいと思います。

2点目は、エコフィードの件なのですが、今福田委員からもお話がありましたけれども、エコフィードの利用度を上げようということは、今までの飼料の製造、飼料の流通、物流を根本的に変革するというふうなことだと思っております。それを生産段階で、基本的にエコフィードというのは高水分の原料が多いと思いますので、そういったものを動かす物流コストの問題とか取り扱いとか、そういったいろんな問題点を抱えて、しかし、そういうような変化を促進するために今年度いろんな設備投資の補助事業を創設していただいているのですが、現実的に根本的な手法を変えるというアイデアがなかなか生産段階にないというのが現状だと思います。なかなかこういった形で物流もこなし、またストックもし、また飼料にいかに使っていくかというふうな、そういった手法のアイデアを何らかの形で発信して、促進していかないと、なかなか利用度が上がらないと思いますので、その辺のお考えもいただけたらと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○向井委員 私の方から1点お聞きしたいのですけれども、意欲的なことを評価された意見を伺ったのですが、私の方からは一つは繁殖雌牛の増頭目標ということで10年で11万頭、

これは非常に意欲的な目標なわけですがけれども、これまでは高齢化という逆風があったわけです。さらに、先ほどから出ているような飼料の高騰ということで、これはこれから増頭していこうという生産農家にとればさらに大きな逆風なわけですがけれども、今後増頭という一方、飼料基盤というものが果たして確実に担保されるのか。あるいは先ほどから出ているような飼料の自給率を 35%に上げるということは、11 万頭なり、増頭を踏まえた上での計画になっているのか。もしそれが単に数は数、飼料基盤は飼料基盤という単なるこれまでのつなぎ方式での数値であるということであれば、なかなか今言ったような飼料基盤の確保という意味で大変なのではなかろうかというふうにちょっと不安がございます。ですから、そこら辺のことを踏まえた具体的な増頭対策というののほどのようにお考えになっているのか一つ御質問したいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では、杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 市場協会の杉本です。

質問というよりも一つお願い的なことなわけですがけれども、今日は生産者の原点である飼料の高騰の話に大体終始しておりますけれども、最終的には我々食肉市場にその牛が回ってきて、豚が回ってきて、1円でも高く売らなければ集荷できないという状況になっております。

我々残念ながら東京食肉市場、大阪食肉市場としましては、全国の建値市場としての位置をいただいておりますけれども、昨今集荷の数が上がらないということで本当に苦慮しております。大阪、東京の場合は大体が全頭を競り販売いたします。ですから、価格操作はできないということで、本当に地方に比べまして生産者の要望をつなぎとめるということはなかなかできないので、いかにして出荷をしていただくかということで我々としましては B S E 発生以来、内臓業者の方々は大変御苦労されている中で、牛におきましては昨年 1 頭当たり 6000 円ほど値上げさせていただきまして、豚におきましては昨年 1 頭当たり 70 円値上げしたわけですが、また今年 5 月 1 日から 150 円という値上げをお願いいたしまして、5 月 1 日から発動しているところなのですが、それでもなかなか地方ミートセンターには勝てないというんですか、1円でも高く売るほうに出すという生産者の方の要望がありますので、我々は本当に建値市場としてはこれでいいのかという考えを持っております。

ですから、我々としまして、今一番遠隔地から来るのが多いのですけれども、運賃補助、それなりの優秀な生産者に対しましての補助金という公的資金をまた考えていただきたいというのが本当に建値市場の今の現状でございます。ただ単に小売価格を上げてくれといっても買参の皆様方も大変苦勞されております。これでまた値段を上げてしまうと、消費者離れがなお一層拍車がかかりますので、ここはなかなか値上げはできないという買参者のお話も昨今漏れ伺っております。

そういう状況で頑張っておりますので、今日の飼料の高騰を何とか国策をもって本当にクールダウンをしていただきたいと切に思うところでございます。質問というよりもお願いでございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木部会長 では、大藪委員。

○大藪委員 先ほどから配合飼料価格安定制度に関しまして色々お話が出ておりますので、私もこの件に関しまして一言お願いしたいのですけれども、やっとな後継者ができまして、熊本県酪連におきましても若い人たちが育っているところなんです。ただ、この配合飼料の高騰により、中堅の酪農家が随分止めていっております。毎月毎月酪農家が減っているのが現状なんですけれども、これによりまして牛乳の不足というのも出ていまして、熊本県で 95%しか出ていないというふうに聞いております。やはりこれから牛乳を皆さんに供給する上において後継者がうまく育つような、そういうような方策と申しまししょうか、価格転嫁ができれば一番うれしいのですけれども、なかなかそれはできないのが現状ですので、それに対しまして色々考えていらっしゃることをこれからは是非推し進めていただきたいと思っております。

それからもう一つ、これは技術的なことなのですけれども、現在素牛が随分少なくなっております、北海道から導入しようとしましても、金額が今すごくアップしているんですね。それでできるだけ我が家の牛に雌が生まれるような方法で授精させていきたいのですけれども、今、技術面で雄、雌の産み分け法ができるというのがありますので、その技術の確立を今後進めていただきたいというのが二つ目です。

それから、今回牛乳の3円値上げに関しましてすごく感じましたのは、消費者に対しての理解醸成活動がいかに難しいかということでした。それを進めていく上で我が家は酪農教育ファームを10年ほどやっておりますけれども、やはりそういうときにお見えになった保護者の方、それから子供たちに酪農の大切さ、牛乳の必要性、それから肉牛の大切さというものを少しずつお話ししていくことしか、本当に地道な活動なのですけれども、そ

ういう方法でしか今できていません。だから、理解醸成活動の必要性を強く感じますので、さらなる酪農教育ファーム等の充実をお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

○松木委員 1点だけいいですか。済みません。

全く違う話なんですけれども、店頭でバターがなくなっておまして、在庫量は十分に適正にあるという御説明がありましたけれど、その辺の実情がどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では、ここでまた一旦切りまして事務局の方から説明いただきたいと思います。

○徳田畜産企画課長 萬野委員の方から先ほど配合飼料価格安定制度の継続性ということの御質問があったわけですが、現在の価格高騰の状況というのはこれまでにないような状況でございまして、その中で配合飼料価格安定制度というものは18年10月以降今期までで補てん金2620億円ぐらい出す見込みになっておまして、もう既に借入金が見込みとしては670億ぐらいに上るといような形になっております。これ以降も今後の発動については借金になるということございまして、価格安定制度としては私どもとしても有効にこれまでは機能していた。また、これは非常に重要であると考えておりますが、やはり多額の資金が必要であるということございまして、また価格転嫁が比較的進んでいる畜種についても一律に出ていくという課題もあるということございまして。先ほど言いましたように、この飼料価格の高騰に対しましては、生産コストの適正な価格の転嫁とか、あるいは経営安定対策とか、トレードオフにあるようなそういうものを色々念頭に置いて対応していく必要があるのではないかと。配合飼料価格安定制度だけでなく、そういうもので全体を考えて対応していく必要があるのではないかと考えております。

○釘田畜産振興課長 幾つかございしますが、まず富士委員から酪肉近の関係とえさ米の国家戦略としての位置づけといったようなお話がございました。えさ米のことについてはこれを今後の畜産政策の中でどう位置づけるかというのは今後の議論だと思いますし、また酪肉近の次回の見直しの際には当然それも議論の俎上に上るものだと思っております。今後の課題だと思っております。

それから、配合飼料価格安定制度、根幹は維持すべきだというお話がありました。私どもも全く同じ認識でおります。ただ、補てんというのは財源あって初めてできるものでご

ざいますので、その財源の手当てをどうするかという大きな課題があるということと、今の価格高騰に対する対応としましては、先ほどの話もありましたが、補てん制度だけではなくて、経営安定対策なり、最終的には小売価格への転嫁、そういった組み合わせで対応せざるを得ないということがございますので、そういったほかの面での対応状況というのも見ながらこの補てん制度をどうやって運用していくかということを考えていかなければならないだろうと思っております。

それから、福田委員から2万 ha の作付面積の増加目標は大変意欲的だけれども、それを推進するに当たっては、特に耕種サイド、耕地のサイドとの連携が重要なのではないかと、それがうまく伝わっていないのではないかと御指摘がございました。私どももこれは非常に大きな課題だと思っております。畜産サイドでは特に最近のえさ高の中で、自給飼料が欲しいというのは間違いがないところなのですけれども、土地もない、労働力もないという中でございますので、耕種サイドとの連携強化というのは重要な視点だろうと思っております。それを進めるに当たりましては、運動論ということにもなってしまいますけれども、飼料自給率向上戦略会議というのを全国レベルでも、あるいは農業団体、さらには都道府県レベルでも作っていただいておりますし、その下に飼料増産行動会議ということで具体的に関係者の間で情報交換するような取組も行っております。いろんな取組を行っております、この2万 ha をどうやって達成していくかということを地域、地域で具体的にブレークダウンして検討していただいているのですけれども、特に耕種サイドとの連携という意味では飼料増産重点地区というのを各地域で、それもモデル地区みたいな一つの運動論ではございますけれども、設置しております、現在260地域ほどありますけれども、こういった地域を増やししながら、その地域の中で耕種サイドにも飼料増産に協力していただけるような取組をさらに進めていきたいと思っております。

エコフィードの認証制度でございますけれども、エコフィードと今私どもは呼んでおりますけれども、昔からこれはあるのですが、御存知のとおり残飯といったようなイメージがございまして、一部の消費者、あるいは生産者の中にもネガティブなイメージを持っておられる方もいらっしゃるの事実だと思います。今後進めるに当たりましては、先ほどの安全性の問題、栄養価値の問題、そういったものについてきちん確認をして、裏付けをとって、それを保証してあげる仕組みというのはこれを進めるに当たって非常に有効なだろうと思っております、利用者、あるいは最終的な消費者に安心感を与える仕組みとして今検討中でございます。

具体的な仕組みの内容はまだ固まっておりませんで、今まさに検討を進めているところでございます。早ければ今年の秋ぐらいから何とか運用したいと思っておりますけれども、またその段階で御説明させていただく機会があるかと思えます。

エコフィードの利用量、TDN 5万トンの増加目標でございますけれども、これは最近のトレンドで大体年間3万トンぐらいTDNベースで増加しておりまして、それに20年度対策として先ほども御説明いたしました、排出業者と配合飼料メーカーが協力して増加を図っていく。この取組で2万トンぐらい何とか増やしていきたいと考えておりまして、合わせてこの5万トンという目標を設定しているところでございます。

大藪委員から雄、雌の産み分けの技術の確立の問題がございました。私どもこの問題は今後の効率的な畜産をやっていく上で非常に有効なツールだと思っております、その取組を支援しております。具体的には家畜改良事業団、あるいは北海道家畜改良事業団、ジェネティクス北海道ですが、そういったところで、これは幾つかの技術がありますが、その中で最も有望なのは精液の雌雄判別技術でございます、これはアメリカの会社がパテントを持っておりますので、そのパテントを日本の人工授精事業体が取得いたしました、国内でも雌雄判別された精液の供給が行われるようになってきております。これはパテント料もありますし、器械も高価なものでございますので、この取組を支援すべく私どもの方でも補助事業等を用意しておりますので、今後急速にこの普及も図られていくのではないかと期待しているところでございます。

以上です。

○平岩牛乳乳製品課長 一つは牛乳関係でございますけれども、富士委員の方から転嫁の関係でお話があったところでございます。生産コストの上昇をどういう形で賄っていくかということについては、価格の転嫁ということもございますし、もちろん経営安定対策、飼料の基金もございますけれども、便乗値上げとか、そういうことは別としても、基本的にはやはり製品価格の引き上げという部分で消費者の方に適切な範囲内で負担をしていただくことが基本かと思っております。

その中で、牛乳関係では、30年ぶりで3円の乳価引き上げ、あるいは小売希望価格の10円引き上げということでそれぞれメーカーなり、生産者団体の方で取り組んでいただきました。小売価格の引き上げの実現の状況、あるいはメーカーから量販店への納入の状況について、私どもでサンプル調査的にやっておりますけれども、4月1日以降、今までの理解醸成活動、これは政府もやっておりますけれども、団体、あるいはメーカーの方で

もされていたということもありまして、当初恐れていたよりは比較的スムーズに受け入れていただきながら引き上げが図られている部分はあるかと思えます。

ただ、大手と、中小や、農協系ないし酪農系とでは、少しタイムラグなり、ほんの少しですけれども、価格に差があるようでございますけれども、かなり進んでいる部分はあるかと思っております。

ただ、えさ価格もさらに高騰してきているということもございますので、私どもで生産者団体の方々ともお話をしておりますけれども、3円なりの値上げというのは、中間的なというか、暫定的な合意というふうな捉え方でございまして、各指定団体、本州で8カ所とホクレン、また全国団体として全農もあるわけでございますけれども、一緒にやってみようと独禁法の問題もございますので、それぞれ引き上げを求めていくということで取り組んでいくという方向で、今後さらに交渉していくというふうに聞いております。

メーカーサイドとしてもそうした酪農の事情をよく理解していただいておりますので、今後真摯に交渉には乗っていただけると思っております。

当面そうした対応が行われていくと思っておりますけれども、またさらに構造的にも価格転嫁というものを適切に進める上では、指定団体中心に生産者団体の体制、これをどう強化をして、所期の機能を十分に発揮していけるようにしていくかということ。あるいはメーカーについても飲用牛乳について言いますと、大手の3社で4割のシェアを持ってまして、残りの561社で6割のシェアを持っている。要するに中小、農協系の小さいところがやや過当競争ぎみになっていて、量販店との価格交渉においても交渉力がやや弱いという構造があるかと思えます。そういったものをどういうふうにしていくのか。そういったようなことを当事者の方々の御意見、あるいは今後どうしていこうと考えておられるかという方針をよく伺った上で、早急に体制をとるようなことを考えていきたいと思っております。

それから、大藪委員から転嫁の話がございました。転嫁そのものは今申したようなことなのですけれども、やはり転嫁を進める上で、消費者の方の理解を深めていくということは重要でございますので、国としても去年もやっておりましたけれども、反省すべきところは反省しながら、より効果的に進めてまいりますし、生産者、あるいはメーカーなどもやっていただいておりますけれども、連携をしながらやっていきたいと思っております。

それから、現場の取組として酪農教育ファームには大藪委員のところを始めとして非常に熱心に取り組んでいただいております。大変感謝しているところでございますけれども、

先ほども御説明いたしましたように、酪農教育ファームの取組をさらに強化していくということで、認証牧場を認証して、そこで研修を受けていただくような取組を充実していくとか、あるいは牧場の設備ができていくからといって、教育的な観点で効果的な活動ができるかという、そうでもないということで、説明していただいたりする方の人の認証制度、研修、そういったことも力を入れていきたいというふうに思っております。いずれにしても子供の頃に酪農の体験をしていただくということは消費拡大のみならず、我が国の酪農、あるいは農業の重要性なり、必要性ということについて理解を深めていただく良い機会だと思いますので、酪農教育ファームについてこうした方向で取組を充実させていきたいと思っております。

それから、バターの関係でございますけれども、大変御心配をおかけしております恐縮でございます。バターの不足、特に家庭用中心に、冷蔵のものが不足している状況であろうかと思えます。その要因としては、先ほどもちょっと生産の動向などで申し上げましたけれども、19年度は生乳の生産が計画生産の水準を下回って推移した。これは夏の暑さの問題ですとか、前の年から減産を進めていくベクトルで19年度に入ったというようなこともございまして、年度トータルで見ますと、計画生産の水準を下回っているという状況がございました。

さらにはチーズや生クリームは、消費が非常に伸びているということで、そちらの方に生乳が仕向けられたというような事情も国内ではございました。

それから、国際的には、これも先ほど申し上げましたけれども、中国、インド、ロシアといったような新興国で所得水準、経済状況が改善をして、乳製品に対する需要が増加してきたということもあった上に、オーストラリアの方で100年に1度程度というほどの大干ばつが——100年に1度の割には2年続けてあったのですけれども、温暖化の影響でしょうか、そんなこともございまして、国際的な乳製品の需給逼迫、価格高騰があつて、今まで輸入品を使っておられた方が国産に切りかえたいということで国産に対する需要が高まったというようなことが重なりまして、不測の事態が生じたというふうに思っております。

北海道では昨年度後半以降増産体制に入っておりますし、20年度も全国的に増産型の計画生産に切り替えて取り組んでいただいておりますし、独立行政法人の農畜産業振興機構の方で、これは毎年国際約束に基づいて、最近バターで一定量輸入しているのですけれども、これを20年度分につきまして、例年に比べますと半年程度でございましょうか、

かなり前倒しをして輸入をするということを既に手続としてやって、順次入るものから売却しています。これまでもそうした形でバター供給を安定させるような取組をしたわけですが、3月ぐらいからでございましたか、マスコミの方でもバターについて取り上げられる機会も多くなったということで、やはりこれはさらに何か適切な措置をとらなければいけないと考えたところです。私どもは常日頃から乳業メーカーなりとは乳製品の需給状況については意見交換なりをしているので、必ずしもそれまで全く気づかないで放置していたというわけではなく、メーカーの方と4月以降、色々対策をどうするか考えていたわけですが、4月18日にはちょうど各社の社長さんが集まる機会もあったものですから、私のほうからお願いをしたことには、ゴールデンウィークに入っていくということで、バターの家庭での利用が高まっていく時期でもあるので、一つはメーカーで持っておられる手持ちの在庫、これは商品があるわけですが、できるだけすぐにそれを取り崩して供給して欲しいということ。それから、もう一つは、これからバターを優先的に増産して欲しいということをお願いいたしまして、各社で数字を詰めていただく。これは計画的に生産しているものですから、今日お願いして明日やるというわけにはなかなかいかないのですが、できるだけ早く詰めていただきたいということでお願いいたしまして、手持ちの取り崩しの方はできるだけやりますと、それから、増産の方も大手4社で合計で230トン、これは月間の消費量の2割弱に当たるのですが、通常スーパーで売っている200gパックですと115万個の数字に当たります。緊急に230トンを5月分として増産するというので、この後、5月の中旬以降に店頭に出てくるということでございます。このように生乳の増産、農畜産業振興機構の輸入の前倒し、それからさらにはメーカーによる手持ち在庫の取り崩しですとか増産という形により、バターが安定的に供給されて、需給状況が改善されるように措置をとらせていただいているところです。

○釘田畜産振興課長 向井委員から肉用牛の繁殖雌牛の増頭との自給飼料の関係について御質問がございました。

27年度目標における繁殖雌牛の増頭目標とこの飼料増産目標、自給率の向上目標というのは計画の中で整合性のとれた計画になっておりまして、具体的に言いますと、先ほどの「めぐる情勢」の1ページ目に粗飼料の自給率目標、現在77%を100%まで高めていくというのがありますが、この棒グラフを見ていただきましても、この棒の高さが伸びております。つまり、頭数が増えますし、1頭当たりの給与量も増やしていく中で、なおかつ、その全量を国産に切り替えていくということで、供給量も増やさなければいけませんし、

給与率というんですか、1頭当たりの給与率も高めていって、結果としてこういう目標を達成しようということです。27年度に向けてはそういう意味では意欲的な目標を作っております。その中で20年度におきましては、先ほども申し上げましたが、レンタカウ制度といったようなことも含めて水田放牧の促進、あるいは耕作放棄地などを活用した放牧の促進、そういったことも含めてこの繁殖雌牛の増頭対策を進めていきたいと思っております。

○渡邊食肉鶏卵課長 先ほど杉本委員の方から卸売市場の経営のお話がございます、質問というよりお願いというお話でございましたけれども、食肉卸売市場の経営の改善に関しましては、御案内のとおり従来から卸売市場というのが公正な価格形成機能を発揮しております、それを維持、安定を図るという観点から、支援事業を農畜産業振興機構を通して行っているところでございますけれども、そういう価格形成機能を維持、発展させるという観点からどこまで何ができるのかというのは今後色々実態を見ながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

では、時間も迫っていますので、簡潔にお願いいたします。

○阿部委員 簡単にしますが、今日お話があったいわゆる飼料の多様化ということは、簡単に言うと飼料のベストミックス化である。輸入依存のとうもろこしと輸入乾草から次第、次第に幅を広げていくということなんです、それは施策としてきっちりと遂行されねばならない。しかしながらそれがされるとなると、飼料構造の変化に対応した飼養構造というのがミットアルバイトとしてついていかなければいけない。今日の生産効率の中にその話がありましたけれども、それをやっていくために、私、今北海道にいます、感じることは、いわゆる畜産経営と牛乳の国内の生産量というものを維持するために、酪農家に対しての技術支援というのは隅々まで細かく全体にくまなく、不平等なしにいきつく必要が絶対にある。それがなければこれは酪農家間の格差がどんどん広がるし、そして低位の人たちというのは、先ほど大藪さんのお話にあったように、これは撤退を余儀なくされるという状態が加速されるという、そういう状況にあるということを絶対に認識しなくてはならない。

そうすると、そのためにどうするかというと、ワン・オブ・ゼムですが、一つは技術支

援、技術普及にかかわる技術力を地域の人たちがアップすることが必要である。それと同時に並行してやらなくてはいけないことは、今までは各農家に対する技術支援というのは農協、飼料メーカー、乳業メーカー、普及所、共済、そしてその他もろもろというのがあ
る意味ではてんでんばらばらに入っていたということになります。そういったこれからの
技術支援の方向というのは、よって来る組織の枠を超えた一つのチームワーク的なもの
を作ってやっていかないと、これはだめだろうと。そういうことがうまくいくところとい
うのは今の激変というのを乗り越えていけるだろうけれど、それが下手くそなところはド
ロップアウトする人が多くなってしまふ。そこら辺のことを飼料構造と飼養技術と、それか
ら技術普及ということで関連づけて、その中で国の施策としてやれることは模索してや
っていただければありがたいなと思います。

以上です。

○鈴木部会長 貴重な御意見として承りたいと思います。

ほかにこれだけという方、少し時間は超過していますが、ございましたら……。

よろしいでしょうか。

本日は、委員の皆様、様々な立場から大変貴重な、そして切実な御意見をいただきました。

2月21日に決定いたしました施策の時点に想定していた以上に事態が悪化しているとい
う中で、いかに限られた財源を効果的に投入するかということをお案しながら政策的にさら
に何ができるのか、本日の意見も踏まえて御検討いただきたいと思います。

畜産部会としましても、状況に応じまして必要な対応をしていかざるを得ないと考えて
おります。

また、委員の皆様もそれぞれのお立場でさらにさまざまな形で御尽力いただきますよう
お願いしまして、本日はこれで閉会にいたしたいと思います。

どうも長時間ありがとうございました。

午後4時07分閉会